

各 位

管理会社名 ブラックロック・ジャパン株式会社  
 代表者名 代表取締役社長 有田 浩之  
 問合せ先 法務部 猪浦 純子  
 (TEL. 03-6703-7940)

## 上場ETFの売買単位変更並びに受益権分割および約款変更のお知らせ

ブラックロック・ジャパン株式会社を管理会社とする上場ETFについて、下記の通り売買単位変更並びに受益権分割および約款変更を行うことを決定いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. ファンド名称（銘柄コード）

「i シェアーズ・コア 米国債 7-10 年 ETF」 (1656)

「i シェアーズ 米国債 1-3 年 ETF」 (2620)

#### 2. 売買単位変更および受益権分割

##### 〔目的〕

東京証券取引所において上場投資信託の呼値単位が変更されたことに伴い、上記ファンドについては、売買単位の引き上げを予定しております。この売買単位の引き上げに伴い、すでに受益者が保有する売買単位未満の受益権の市場での売買を可能にするため、当該分割を行うものです。

##### 〔概要〕

2022年10月11日の最終の受益者名簿に記載された受益者の有する受益権口数1口につき、10口の割合をもって分割いたします。

2022年10月12日<sup>\*1</sup>より売買単位を1口単位から10口単位に変更いたします。

##### 〔売買単位変更および分割による市場価格および最小売買金額への影響について〕

	現在			変更後（2022年10月12日以降）		
	売買単位	市場価格 （1口）	最小売買 金額 <sup>*2</sup>	売買単位	市場価格 （1口）	最小売買 金額 <sup>*2</sup>
i シェアーズ・コア 米国債 7-10 年 ETF	1口単位	2,895円	2,895円	10口単位	289.5円	2,895円
i シェアーズ 米国債 1-3 年 ETF	1口単位	3,100円	3,100円	10口単位	310.0円	3,100円

※1 2022年10月7日から変更後の市場価格および売買単位で取引されます。

※2 最小売買金額は、2022年8月31日の市場終値に売買単位を乗じて得た金額を用いて参考表示しています。売買単位の変更前と変更後の市場価格、最小売買代金の違いの具体例として分割日においても2022年8月31日から価格変動がないと仮定して、表記しているものであり、実際の市場価格を示しているものではありません。

[分割により増加する口数]

	受益権分割前の発行済 受益権総口数	今回分割により増加する 受益権口数	受益権分割後の発行済受 益権総口数
i シェアーズ・コア 米国債 7-10 年 ETF	10,738,083 口	96,642,747 口	107,380,830 口
i シェアーズ 米国 債 1-3 年 ETF	3,611,682 口	32,505,138 口	36,116,820 口

※上記は 2022 年 8 月 31 日時点の数値を記載しており、実際の口数とは異なる場合があります。

[日程]

分割基準日	2022 年 10 月 11 日
分割効力発生日	2022 年 10 月 12 日

[設定および一部解約の受付停止の日程]

受益権分割を円滑に行うため、以下の通り申込の受付を停止いたします。

日付	設定	一部解約
2022 年 10 月 6 日	受付停止	受付停止
2022 年 10 月 7 日	受付停止	受付停止
2022 年 10 月 11 日	受付停止	受付停止

**東京証券取引所を通じた対象 ETF の売買を停止するものではありません。**

3. 約款変更

[変更の内容]

受益権の分割に関し、証券保管振替機構が定める「株式等振替制度に係る業務処理要領」に基づいて受益権を分割する場合の規定の追加および当初元本を明確化する変更を行います。

当約款変更の内容の詳細については、別紙の新旧対照表をご参照ください。

当変更に関する有価証券届出書は、2022 年 10 月 11 日に提出いたします。2022 年 10 月 12 日から使用開始となる目論見書は、弊社ホームページに使用開始日以降に掲載されます。

[約款変更と書面決議の手続き等]

当約款変更は、重大な約款変更には該当しないため、書面決議は行いません。

[日程]

約款変更の届出日	2022 年 10 月 11 日
約款変更日	2022 年 10 月 12 日

別紙 約款 新旧対照表

追加型証券投資信託 「i シェアーズ・コア 米国債 7-10 年 ETF」

追加型証券投資信託 「i シェアーズ 米国債 1-3 年 ETF」

新	旧
<p>[受益権の分割、再分割および併合]</p> <p>第9条 (省略)</p> <p>② 委託者は、受託者と協議のうえ、<u>社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定に従い、一定日現在の受益権を均等に再分割または併合することができるものとします。</u></p> <p>③ <u>前項の規定により委託者は、受益権の再分割または併合を行なう場合には、振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）の規定に従い、次の各号の通り行ないます。</u></p> <p>1. <u>受益権の再分割または併合にかかる増加比率または減少比率の乗算対象は、受益者（加入者）ごとの口数とします。ただし、質権が設定されている場合には質権設定者ごと、特別受益者の申出が行なわれている場合には、特別受益者ごとの口数とします。</u></p> <p>2. <u>受益権の再分割または併合に際し1口に満たない端数が生じる場合、その端数部分を受益者毎に合算し、整数部分を当該受益者の口数に記録します。</u></p> <p>3. <u>前号により生じる端数部分については、他の受益者から生じる端数部分と合算の上、整数部分を委託者が振替機関に届け出た口座に記録し、端数部分については切り捨てます。</u></p> <p>4. <u>前号により委託者が振替機関に届け出た口座に記録された口数については、換価処分の上、当該端数部分の持ち分に応じて、受益者に分配します。</u></p> <p>5. <u>委託者は、受益権の取得申込の受付および一部解約の受付について制限を行なう場合があります。</u></p>	<p>[受益権の分割および再分割]</p> <p>第9条 (省略)</p> <p>② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。</p> <p>(新設)</p>
<p>[当初受益権の価額]</p> <p>第10条 当初信託設定時に発行される受益権の価額は、1口につき2,500円とします。<u>なお、2022年10月11日現在の受益権を1対10の割合で再分割しており、当初元本は1口当たり250.0円です。</u></p>	<p>[当初受益権の価額]</p> <p>第10条 当初信託設定時に発行される受益権の価額は、1口につき2,500円とします。</p>
<p>[受益権の帰属と受益証券の不発行]</p>	<p>[受益権の帰属と受益証券の不発行]</p>

<p>第14条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取扱うことについて同意した一の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。</p> <p>②、③ （省略）</p>	<p>第14条 この信託のすべての受益権は、<u>社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）</u>の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取扱うことについて同意した一の振替機関（<u>社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。</u>）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。</p> <p>②、③ （省略）</p>
<p>[金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図および範囲]</p> <p>第28条 （省略）</p> <p>② （省略）</p> <p>③ <u>金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額または価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって評価するものとします。</u></p> <p>④～⑦ （省略）</p>	<p>[金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図および範囲]</p> <p>第28条 （省略）</p> <p>② （省略）</p> <p>③ <u>金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。</u></p> <p>④～⑦ （省略）</p>
<p>[信託契約の解約]</p> <p>第55条 委託者は、信託契約締結日から3年経過の日以降に、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が600万口を下回ることとなった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。</p> <p>②～⑥ （省略）</p>	<p>[信託契約の解約]</p> <p>第55条 委託者は、信託契約締結日から3年経過の日以降に、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が60万口を下回ることとなった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。</p> <p>②～⑥ （省略）</p>

以上